

# 「指定特定相談支援（計画相談支援）」重要事項説明書

本重要事項説明書は当事業所と指定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望

される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の

内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 大阪かして いくせいかい
所在地	大阪かしてんのうじくひがしこうづちょう ばん ごう 大阪かしりつしゃかいふくしせんたーない
でんわ 電話・FAX	でんわ 電話：06-6765-5621 FAX：06-6765-5623
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちょう こいすみ いとこ 理事長 小泉 いと子
せつりつねんげつ 設立年月	へいせい ねん がつ にち 平成 7年12月1日

## 2. 事業所の概要

じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	していそうだんしえんじぎょうしょ ふくしまいくせいえん 指定相談支援事業所 福島育成園
さーびすの しゅたるりようしゃ 主たる利用者	しんたいししょう しゃ ちてきしょう しゃ 身体障がい者 知的障がい者 せいしんししょう しゃ なんびょうどう 精神障がい者 難病等
おおさかししていじぎょうしょばんごう 大阪市指定事業所番号	していけいかくそうだんしえん ごう へいせい ねん がつ にちしてい 指定計画相談支援 2730200017号 (平成24年4月1日指定)
しよざいち 所在地	おおさかしふくしまくえびえ ちょうめ ばん ごう こうしゃえびえない 大阪市福島区海老江1丁目8番8号つばさ工舎海老江内
れんらくさき 連絡先	でんわ 電話：06-6456-4107 FAX：06-6456-0561
そうだんたんとうしゃ 相談担当者	たんとうしゃしめい かみやまあきら いしいかずえ 担当者氏名：神山暁良 石井一枝

<p>つうじょう じぎょうじっしちいき 通常の事業実施地域</p>	<p>おおさかしぜんいき 大阪市全域</p>
<p>じぎょうしょ おこ 事業所が行なう た していしやう 他の指定障がい しゃさーびすとう 者サービス等</p>	<p>しせつにゆうしよしえん せいかつかいご たんきにゆうしよ にちちゆういちじ きやうどうせいかつえんじよ 施設入所支援・生活介護・短期入所・日中一時・共同生活援助・ していちいきそうだんしえん 指定地域相談支援</p>
<p>じぎょう もくてき 事業の目的</p>	<p>していとくていそうだんしえん けいかくそうだんしえん じぎょう かん ひつやう じんいんおよ うんえい 指定特定相談支援（計画相談支援）事業に関し、必要な人員及び運営に かん じこう さだ じぎょう えんかつ うんえいかんり はか りやうしやとう 関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者等の い し およ じんかく そんちやう つね どうがいりやうしやとう たちば た てきせつ そうだん 意志及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談 しえん ていきやう はか もくてき 支援の提供を図ることを目的とします。</p>
<p>うんえいほうしん 運営方針</p>	<p>①りやうしや ゆう のうりよくおよ てきせい おうじ じりつ にちじやうせいかつまた ①利用者がその有する能力及び適性に應じ、自立した日常生活又は しゃかいせいかつ いとな はいりよ しえん おこ 社会生活を営むことができるよう配慮して支援を行ないます。</p> <p>②りやうしや しんしん じやうきやう おお かんきやう おお ②利用者の心身の状況、その置かれている環境などに應じて、 りやうしや せんたく もと てきせつ ほけん いりやう ふくし しゅうろう きやういくなど 利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労・教育等の さーびす たやう じぎやうしや そうごうてき こうかてき ていきやう サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよ うはいりよ おこ う配慮して行ないます。</p> <p>③りやうしや いしなら じんかく そんちやう つね りやうしや たちば ③利用者の意思並びに人格を尊重し、常に利用者の立場にたっ ていきやう さーびす とくてい しゆるい とくてい じぎやうしや ふとう 提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に かたよ こうへいちゅうりつ おこ 偏ることのないよう、公平中立に行ないます。</p> <p>④ちいき かくかんけいきかん れんけい はか しゃかいしげん かいせん かいはつ つと ④地域の各関係機関と連携を図り、社会資源の改善・開発に努めます。</p>

### 3. 事業所の営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間

<p>えいぎやうび 営業日・ えいぎやうじかん 営業時間</p>	<p>げつやうび きんやうび 月曜日～金曜日 9：00～17：45 ただ こくみん しゆくじつ がつ にち がつ か (但し国民の祝日、12月29日から1月3日まではのぞきます)</p>
<p>さーびす ていきやうび サービス提供日・ さーびす ていきやうじかん サービス提供時間</p>	<p>げつやうび きんやうび 月曜日～金曜日 9：00～17：45 ただ こくみん しゆくじつ がつ にち がつ か (但し国民の祝日、12月29日から1月3日まではのぞきます)</p>

#### 4. 職員しよくいんの体制たいせい

##### <主な職員おち しよくいん はいちじようきようの配置状況>

管理かんり者の氏名しめい 神山かみやま 暁良あきら

職		数	
管理 <small>かんり</small> 者	<p>1) 従業者<small>じゆうぎようしゃ</small>及び業務<small>およ</small>の管理<small>ぎようむ</small>、利用<small>かんり</small>の申し込みに係る調整<small>りよう</small>を一元的<small>もう</small>に行<small>こ</small>ないます。</p> <p>2) 従業者<small>じゆうぎようしゃ</small>に、法令等<small>ほうれい</small>の規定<small>な</small>を遵守<small>か</small>させるため必要<small>ひつよう</small>な指揮命令<small>しきめい</small>を行<small>れい</small>ないます。</p>	<p>常勤<small>じようきん</small></p> <p>ひとり 1人</p>	兼務 <small>けんむ</small>
相談 <small>さうだん</small> 支援 <small>しえん</small> 専門 <small>せんもん</small> 員	<p>&lt;基本相談支援<small>きほんさうだんしえん</small>&gt;</p> <p>障がい者等<small>しょうが</small>からの相談<small>しゃどう</small>に応じ、情報<small>そうだん</small>の提供<small>お</small>等を行<small>お</small>ない、市町村<small>しちようそん</small>や障がい福祉サービス事業者等<small>しょうが</small>との連絡調整<small>れんらくちようせい</small>を行<small>お</small>ないます。</p> <p>&lt;指定サービス利用支援<small>していさーびすりようしえん</small>&gt;</p> <p>支給決定<small>しきゆうけつてい</small>または支給決定<small>しきゆうけつてい</small>の変更前<small>へんこうまえ</small>に、利用者等<small>りようしゃ</small>との面接<small>めんせつ</small>を行<small>お</small>ない、利用者<small>りようしゃ</small>または家族<small>かぞく</small>の希望<small>きぼう</small>や状況<small>じようきよう</small>等を把握<small>はあく</small>し、サービス等利用計画案<small>さーびすとおりようけいかくあん</small>を作成<small>さくせい</small>します。支給決定<small>しきゆうけつてい</small>または変更後<small>へんこうご</small>に、サービス事業者等<small>さーびすじぎようしゃ</small>との連絡調整<small>れんらくちようせい</small>を行<small>お</small>ない、サービス等利用計画<small>さーびすとおりようけいかく</small>を作成<small>さくせい</small>します。</p> <p>&lt;指定継続サービス利用支援<small>していけいぞくさーびすりようしえん</small>&gt;</p> <p>市町村<small>しちようそん</small>が支給決定等<small>しきゆうけつてい</small>の際<small>さい</small>に通知<small>つうち</small>するモニタリング期間<small>もにたりんぐきかん</small>ごとに、利用者<small>りようしゃ</small>が継続<small>けいぞく</small>して障がい福祉サービス等<small>しょうが</small>を適切<small>ふくし</small>に利用<small>さーびすと</small>できるよう、利用者<small>りようしゃ</small>、家族<small>かぞく</small>、サービス事業者等<small>さーびすじぎようしゃ</small>との連絡<small>れんらく</small>を継続的<small>けいぞくてき</small>に行<small>お</small>ない、サービス等<small>さーびすと</small>の利用<small>りよう</small>状況<small>じようきよう</small>を検証<small>けんしょう</small>し、計画の見直し<small>けいかく</small>を行<small>お</small>ないます。また、見直し<small>けんしょう</small>の結果<small>けつ</small>に基づき<small>もと</small>、サービス事業者等<small>さーびすじぎようしゃ</small>との連絡調整<small>れんらくちようせい</small>や支給決定等<small>しきゆうけつてい</small>に係る申請<small>かか</small>の勧奨<small>かんしょう</small>を行<small>お</small>ないます。</p>	<p>常勤<small>じようきん</small></p> <p>ひとり 1人</p>	兼務 <small>けんむ</small>

当事業所とうじぎようしょでは、利用者りようしゃに対して指定特定相談支援していとくていさうだんしえん（計画相談支援けいかくさうだんしえん）を提供ていきようする職員しよくいんとし

て、上記じようきの職種しよくしゆの職員しよくいんを配置はいちします。

## 5. 当事業所が提供するサービスの概要

(1) サービス等利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は家族等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

〈アセスメント〉

利用者及びその家族等に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行ないます。

〈利用計画案の作成〉

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は計画の原案を作成し、利用者又は家族等に交付します。

〈サービス担当者会議の開催〉

支給決定等が行なわれた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行なったサービス等利用計画又は利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

〈利用計画の交付〉

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者又は家族等の同意を得た上で、サービス等利用計画支援を完成し、利用者及び家族等並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

<p>けいかく じっしじょうきょう 計画の実施状況の はあくおよ けいかく へんこうとう 把握及び計画の変更等</p>	<p>りようしゃおよ かぞくとう ふくしサービス等 じぎょうしゃ れんらく けいぞくてき 利用者及びその家族等、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に おこ さくせい サービス等利用計画の実施状況を把握し、必要 おう けいかく へんこう かんけいしゃ ちょうせい おこ あら しきゅう に応じて計画の変更、関係者との調整を行ないます。また、新たな支給 けつていとう ひつよう みと ばあい りようしゃまた かぞくとう たい 決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は家族等に対し、 しきゅうけつていとう かがわ しんせい かんしょう おこ 支給決定等に係る申請の勧奨を行ないます。</p>
-------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

りようしゃ ごじじょう たんとうしゃ へんこう きぼう ばあい そうだんまどぐち  
利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、下記相談担当者まで相談  
ください。

あ) そうだんたんとうしゃしめい かみやまあきら いしいかすえ  
相談担当者氏名 神山暁良 石井一枝

い) れんらくさきでんわばんごう 06-6456-4107  
連絡先電話番号

う) うけつけび うけつけじかん げつようび きんようび 9:00~17:30  
受付日・受付時間 月曜日～金曜日

(ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日は除く)

※担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行ないますが、  
とうじぎょうしょ じんいんたいせい きぼう ばあい  
当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことをあらか  
じめご了承ください。

7. 利用料金

(1) 計画相談支援給付費に関するサービス利用料金について

じぎょうしゃ ほうりつ きてい もと しちょうそん サービス利用料金 そうとう きゅうふ  
事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を

じゅりよう ばあい ほうていだいりじゅりよう りようしゃ ぶたん  
受領する場合（法定代理受領）は、利用者のご負担はありません。

じぎょうしゃ かいごきゅうふひがく だいいりじゅりよう おこ ばあい りようりょうきん サービス提供  
事業者が介護給付費額の代理受領を行なわない場合は、利用料金をサービス提供

よくげつ にち じぎょうしゃしていぎんこうこうざ しはら ばあい  
翌月の10日までに、いったん事業者指定銀行口座にお支払いいただきます。この場合、

りようしゃ サービス提供証明書 こうふ サービス提供証明書  
利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と

「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます)

## (2) 交通費について

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## (3) 利用料金の支払方法

前記(2)の料金は料金が発生した都度、現金でお支払いいただきます。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行なう相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者の説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご相談ください。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講じる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関わる責任者 管理者 神山暁良

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10. 秘密の保持と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生

労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのための

ガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

◎指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という）は、

業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

◎また、秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。

◎事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持さ

せるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、そ

の秘密を保持するべき旨を従業者等との雇用契約の内容とします。

②個人情報保護について

◎事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議

等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

◎事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◎事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行ない、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行なうものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 11. 緊急時の対応方法について

①指定計画相談支援の提供中に、利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先に連絡をします。

②上記以外の緊急時において、利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行ないます。

連絡先：電話：06-6456-4107（対応可能時間 9:00～17:45）



## 12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損保ジャパン日本興亜

保険名 ウォームハート

保障の概要 賠償責任保険

## 13. 身分証携帯義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 14. 利用者の記録や情報の管理等

事業所では、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定特定相談支援（計画相談支援）サービスを提供した日から5年間です。

\* 事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障がいの状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

えつらん ぶくしゃ うけつけ 閲覧・複写の受付	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※担当者不在の場合もありますので、事前に でんわ かくにん うえ らいしょ くだ 電話などで確認の上、来所して下さい。
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 16. 苦情、虐待等の受付について

- (1) 苦情、虐待等の受付及びサービス利用等のご相談

とうじぎょうしょ 当事業所 ごりようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者</li> <li>• ごりようじかん ご利用時間</li> <li>• でんわばんごう 電話番号</li> <li>• FAX</li> </ul>	いしいかすえ 石井一枝 9:00～17:45 06-6456-4107 06-6456-0561
---------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

- (2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場か

ら当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者は、当事業所へ

の苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしゃいいん 第三者委員	にしざわ ちづこ 西澤 千鶴子 (えびえひがしちく じょせいかいかいちょう 海老江東地区 女性会会長)	でんわ 電話 06-6451-3466
	のぐち たかゆき 野口 孝幸 (えびえひがしちいきかつどうきょうぎかい 海老江東地域活動協議会 えびえひがし ちょうかいちょう 海老江東2-2町会長)	でんわ 電話 06-6453-7568
	たまお てるお 玉尾 照雄 (さぎすかみ ちょうかいしんこうちょうかいちょう 鷺洲上1町会振興町会長)	でんわ 電話 06-6458-6574

(3) ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん  
行政機関その他苦情受付機関

ふくしまくほけんふくしか 福島区保健福祉課	しよざいち 所在地 おおさかしふくしまくおおひらき 大阪市福島区大開1-1-8 でんわばんごう 電話番号 06-6464-9857 うけつけじかん 受付時間 げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～17:30
おおさかししゃかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいかいいいんかい 運営適正化委員会	しよざいち 所在地 おおさかしちゅうおうくたにまち 大阪府中央区谷町7-4-15 2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 うけつけじかん 受付時間 げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～16:00

17. していけいかくそうだんしえん じっしかいしかのうねんがっぴ  
指定計画相談支援の実施開始可能年月日

あなたの指定計画相談支援が開始されるのは、平成 ねん 年 がつ 月 にち 日 です。

18. じゅうようじこうせつめいしょ ねんがっぴ  
重要事項説明書の年月日

この重要事項説明書の説明年月日は、平成 ねん 年 がつ 月 にち 日 です。

じゅうようじこうせつめいしょ ないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん  
重要事項説明書の内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

ための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成

24年3月31日厚生労働省令第28号）第5条の規定に基づき、利用者（りようしゃ）に説明（せつめい）を行いました。

所在地 おおさかしふくしまくえびえ 大阪市福島区海老江1-8-8 こうしゃえびえない つばさ工舎海老江内

法人名 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 おおさかして 大阪市 いくせいかい 手をつなぐ育成会

事業所名 していそうだんしえんじぎょうしょ 指定相談支援事業所 ふくしまいくせいえん 福島育成園

管理者 かみやま あきら 神山 暁良

説明者職名 そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

わたし ほんしょめん 本、もと 書面に じぎょうしゃ 基づいて じぎょうしゃ 事業者から じゅうようじこう 重要事項の せつめい 説明を たし 確かに う 受け、していそうだんしえん 指定相談支援

さーびす サービスの ていきょうかいし 提供開始に どうい 同意しました。

利用者 じゅう 住 しょ 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※だいひつ 代筆の場合、ばあい 代筆者の なまえ 名前・りようしゃ 利用者との かんけい 関係も か 書いてください。

代筆者 じゅう 住 しょ 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

りようしゃ 利用者との かんけい 関係 \_\_\_\_\_

だいにん 代理人または たちあいにんなど 立会人等 じゅう 住 しょ 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

りようしゃ 利用者との かんけい 関係 \_\_\_\_\_